

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	仙台理容美容専門学校
設置者名	社会福祉法人 仙台市社会事業協会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 教科科目ごとに授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項等について教務部が検証し、教科担当教員がシラバスを作成する。 令和5年度版シラバスは令和5年4月1日に作成。	
授業計画書の公表方法	ホームページにて公表 https://www.senribi.com
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学則の細目において、学習評価の中で進級・卒業の認定等について規定している。学則第17条 学期末及び進級・卒業認定試験は、必修科目、選択科目とも100点満点とし、学科合格点は60点以上、実技合格点は70点以上とする。 合格点に達しない者については、追試験・再追試験を行う。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 履修科目の成績評価を点数化し、100点満点による点数で全教科の合計点の平均を算出する。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページにて公表 https://www.senribi.com
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 学則第18条 1. 学則第7条に定める教科科目を履修すること。欠席が出席すべき教科科目の授業時間の3分の1(実習を伴う教科科目にあつては5分の1)を超える場合は、当該科目の履修を認めず、卒業できない。ただし、3分の1以内の場合は、理容師美容師になるための十分な知識及び技術を身に付けさせるため、法定時数に満たない時間数の補修を行う。 2. 学則第17条に定める学習評価の基準に達した者。 3. 毎年2月中旬、校長及び卒業判定員で構成する卒業判定会議において卒業を認定する。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	ホームページにて公表 https://www.senribi.com